

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	令和 8 年 6 月 25 日	決裁	令和	年	月	日
議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	担 当	担 当						文書取扱主任

第 31 回 総 務 文 教 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日	令和8年5月13日（水曜日）	開会9時55分	閉会10時25分
開催場所	第二・第三委員会室		
出席委員	安樂、寄谷、柴田、藤田、好川、福井、高橋、堀	事務局	和田局長
	関藤		壽崎次長
欠席委員	荻野		小島主任級主事
説明員	別紙のとおり		
議 件	別紙のとおり		
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、報告済みとした。		
	(1) 工事請負契約の締結について		
	(2) 選択的週休3日制の試行について		
	(3) 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）		
	(4) 滝川市税条例の一部を改正する条例について		
	2 その他について		
	委員長から火薬庫誘致の要望について情報共有が行われた。		
	3 次回委員会の日程について		
	6月2日（火）午後1時30分から開催することに決定した。		
	上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 総 務 文 教 常 任 委 員 長 安 樂 良 幸 ㊦		

第31回 総務文教常任委員会

R8.5.13 (水) 10:00～

第二・第三委員会室

開 会 9:55

委員長 おはようございます。定刻前ですが、ただいまから第31回総務文教常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静ですが、荻野副委員長が体調不良のため欠席の申出を受けております。そのほかについては、全員出席をいただいております。議長、副議長に出席をいただいております。傍聴につきましては田村議員、報道につきましては株式会社北海道新聞社、株式会社北海道建設新聞社の取材を許可をしております。

1 所管からの報告事項について

委員長 それでは、1番、所管からの報告事項、◎については議案関連でございますので、事前審査に当たらないようにご配慮願います。
それでは、総務部、(1)について説明を求めます。

(1) 工事請負契約の締結について

坂本主任級主事 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 なしということで、(1)については報告済みといたします。

(2)について説明を求めます。

(2) 選択的週休3日制の試行について

平野課長補佐 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

堀 この制度は、非常によいと思っています。それで、民間はタイムカードを必ず使って、そこで精査していますけれども、市役所でやろうとしているのはどういうチェックの仕方をするのか、1点伺います。

平野課長補佐 今いただいたのは勤務時間の管理の方法というご質問かと思えますけれども、勤務時間の管理につきましては現在もガルーンというシステムを使いまして、電子的な方法で勤務時間の管理というか、出退勤の時刻をチェックをしているというふうなところがございますので、同様にそのようなシステムを活用しましてやっていく考えでございます。

堀 それで時間をしっかり管理できるということで認識してよろしいですか。

平野課長補佐 今現在も冒頭で申しましたようにフレックスタイム制を導入してございまして、例えば管理職がいない時間帯におきましても出勤をしてくる職員、それから退勤をする職員というのがあるというふうな現状でございまして、その状況においても特段大きな問題が発生していないというところがありますので、ご指摘の部分についても、結局出退勤時間というのは変わりませんので、この週休3日を導入したとしても変わりませんので、その部分に関しては差し障りがないものというふうに考えているところでございます。

委員長 ほかに。

寄 谷 休みを取る場合、ほかの日に9時間45分とか9時間半の勤務ということになる

のですけれども、この時間というのはこれを超えて残業ができないという制約があるのか、超えて残業してもいいのかというその辺の関係を伺いたいのが1点。

それと、もう一つ、今年から開庁時間の変更があったと思うのですが、それからいけばできるだけ残業しないというか、労働時間が長くないようにしようという配慮があるのかなというふうに思ったのですが、それとの関係でいけば休む日の時間をほかの日に割り振るのでなくて、労働時間そのものを短くするということでの週休3日という考えがないのかなというのが2点目。あと、昨今光熱費が上がっていると思うのですが、フレックスタイム制にすると職員の方がいる時間帯が長くなるので、そういう光熱費のコストとかが増えるのではないかなというちょっと懸念があるのですが、その辺についての考えを伺いたいと思うのですが、以上3点お願いします。

平野課長補佐

今ほど3点ご質問頂戴したところであります。まず、1つ目に、時間外勤務、超勤の可否というところでございますけれども、こちらにつきましては、時間外勤務につきましては公務に臨時の必要がある場合には時間外を認めることができるというふうな労働基準法にも記載がございますところから、特にこの部分では制約をするものではございません。

それから、2点目の週の勤務時間そのもの、この38時間45分を短縮する考えはあるのかというご質問かと思っておりますけれども、国でも既に選択的週休3日制を導入してございますが、週の勤務時間そのものを短縮をする中でやっていくというふうなことは、他自治体を含めて導入をしているという例は聞いたことがございませんので、今の段階では週の勤務時間を保ったままでこのような仕組みをやっていくというふうな考えでございます。

それから、3点目の光熱費の部分になりますけれども、もちろん光熱費という部分はあるかもしれませんが、まずは私どもの趣旨としては多様な働き方を職員に提供するというところがございます。それから、先ほど申し上げましたように実際の職員の勤務時間としましては、既に実施しておりますフレックスタイム制におきましても8時30分から17時15分を超える勤務というのは導入をしているところでございますので、まずはこういったようなところを、光熱費もあるかもしれませんが、まずは多様な働き方を提供するというところで試行してまいりたいというものでございます。

委員長
福井

ほかに。

すみません。ちょっと教えていただきたいなと思ったのが先ほど出退勤を各職員が端末でなさっているというのは教えていただいたのですが、ガルーンというシステムを導入しているということなのではございますけれども、これというのはイメージ的にみんなが端末のアプリ上で出退勤を一元的に視覚で捉えた取り回しのいいものなのか、たしか恐らく去年何か予算を立ててそういう導入がされたということなのではございますけれども、このシステムの簡単な概要というのがあったら教えていただきたいなと思うのですが、お願いします。

平野課長補佐

出退勤管理のことに regarding ご質問ということでお答えさせていただきたいと思うのですが、先ほど申しましたガルーンの中身になりますけれども、そのガルーンというシステムの使い方につきましては、登庁した際、あるいは退庁した際に登庁、退庁というボタンを押すことで時間が記録されまして、その時間が記録されたものを例えば管理職なりが確認をすることができるというも

のになってございます。ガルーンそのものは、ちょっと私も専門ではありませんので、あれですけれども、それを使いまして例えば電子掲示板ですとかメールなどもそこから閲覧をするというものになってございますので、多くの職員が通常の業務の中で使っていくものになっていますので、その出退勤管理をやることによって業務に支障が出るですとか、使い勝手が悪いといったものはないのではないのかなというふうには考えているところでございます。

福 井

1点だけ、出退勤管理はシステムでできているというのはすごく分かったのですけれども、重箱の隅ではないのですけれども、職員の在庁時間の管理ということでは結構死角があるのかなと。というのは、例えば私が朝よく来たときに金庫を持っている若い職員とか、あれはちゃんと端末をやってから金庫を取りに行っているのか、金庫を取りに行ってから端末を上げているのかとか、そういう在庁時間とかのロスというのはどういった感じなのか、あるのかないのかだけ教えてください。

平野課長補佐

ちょっと在庁時刻というのがどういったものを指すのか、基本的にはよく民間企業でやっていますタイムカードを押すのと同じイメージで出退勤ボタンを押すというふうな形になっていますので、イメージを分かりかねる部分もあるのですが、ご案内のよう開庁時刻が6月から変更となるということがございまして、その中でも勤務時間の中で収まるような、例えばご指摘のあったような金庫の運搬なども勤務時間に収まるような運用になるというふうなことかと思えますので、ご心配の部分についてはまずはそういった部分では解決されるのかなというふうに考えているところでございます。

委 員 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長

ないようですので、(2)については報告済みといたします。
それでは、所管入替えのため暫時休憩いたします。

休 憩 10:13

再 開 10:14

委 員 長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
次、市民生活部、(3)について説明を求めます。

(3) 専決処分について(滝川市税条例の一部を改正する条例)

諏佐課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長

なしということで、(3)については報告済みといたします。
次、(4)について説明を求めます。

(4) 滝川市税条例の一部を改正する条例について

諏佐課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長

なしということで、(4)については報告済みといたします。
所管及び報道各社については退室を願います。

2 その他について

委員長 それでは、大きな2番、その他について、委員のほうから何かございますか。
ないですか。

(なしの声あり)

委員長 事務局は。

(「ありません」と言う声あり)

委員長 それでは、私のほうから1点、1定で上程し、議会で可決した滝川駐屯地の支援、火薬庫の誘致要望ですが、本日議長と一緒に、市長も東京から帰ってきて、北海道防衛局、それから北部方面総監部、第11旅団司令部、こちらのほうに要望活動をいたします。今月の25日、東京のほうに行きまして、防衛省で今後防衛大臣、防衛省施設監、それから陸上幕僚長に対して要望活動をする予定です。以上、経過について皆さんに情報共有という形で報告させていただきます。

3 次回委員会の日程について

委員長 それでは、次回委員会の日程につきましては、6月2日火曜日午後1時30分から、場所については現在地で実施をいたします。
以上をもちまして第31回総務文教常任委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉 会 10:25

令和8年5月8日

滝川市議会議長 山 本 正 信 様

滝川市長 前 田 康 吉

総務文教常任委員会への説明員の出席について

令和8年4月22日付け滝議第11号にて通知がありました第31回総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部長	稲 井 健 二
総務部総務課長	須 藤 公 夫
総務部総務課主幹	安 田 健 二
総務部総務課長補佐	平 野 貴 之
総務部総務課係長	安 樂 優 妃
総務部総務課主任級主事	坂 本 大 輔
市民生活部長	横 山 浩 丈
市民生活部税務課長	諏 佐 エ ミ
市民生活部税務課長補佐	西 郷 知 拓
建設部建築住宅課主任技師	高 橋 舜

(総務部総務課法制文書係)

第31回 総務文教常任委員会

日 時 令和8年5月13日(水)
午前10時00分
場 所 第二・第三委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶(委員動静)

1 所管からの報告事項について(◎印は議案関連)

《総務部》

◎(1) 工事請負契約の締結について

(資料) 総務課

(2) 選択的週休3日制の試行について

(資料) 総務課

《市民生活部》

◎(3) 専決処分について(滝川市税条例の一部を改正する条例)

(資料) 税務課

◎(4) 滝川市税条例の一部を改正する条例について

(資料) 税務課

(終了後、所管及び報道各社の退室)

2 その他について

3 次回委員会の日程について

日 時 6月2日(火) 午後1時30分

場 所 第二・第三委員会室

○ 閉 会